

議案第29号 小松島市営プール条例の一部を改正する条例について

小松島市営プール条例(昭和54年小松島市条例第11号)新旧対照表

現行				改正後(案)				備考
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)				改正
種別	使用区分		入場料	種別	使用区分		入場料	
個人	1人1回	大人(中学校を卒業した者又は15歳以上の者)	320円	個人	1人1回	大人(中学校を卒業した者又は15歳以上の者)	<u>360円</u>	
		小人(中学生まで)	150円			小人(中学生まで)	<u>180円</u>	
団体	1人1回	大人(中学校を卒業した者又は15歳以上の者)	260円	団体	1人1回	大人(中学校を卒業した者又は15歳以上の者)	<u>300円</u>	
		小人(中学生まで)	120円			小人(中学生まで)	<u>150円</u>	
備考 団体とは、 <u>30人</u> 以上のもので入場及び退場とも行動をともにするものをいう。				備考 団体とは、 <u>20人</u> 以上のもので入場及び退場とも行動をともにするものをいう。				